

## 里庄町農業委員会総会議事録

1. 開催日時 令和7年10月10日（金）午後1時50分から午後2時53分
2. 開催場所 里庄町役場 2階 第2会議室
3. 出席委員 11人

出席委員及び欠席委員の番号、氏名

職名	番号	氏名	出欠の別	職名	番号	氏名	出欠の別
委員	1	岡村 咲津紀	出	会長職務代理者	8	平野 耕平	出
〃	2	高田 卓司	〃	委員	9	平野 俊一	〃
〃	3	高田 光國	〃	会長	10	吉田 龍平	〃
〃	5	辻田 檻市	〃	推進委員	1	遠藤 和宏	〃
〃	6	中務 智紀	欠	〃	2	大内 紀章	〃
〃	7	仁科 義弘	出	〃	3	神原 公子	〃

4. 欠席委員 1人

### 5. 議事日程

日程第1 議事録署名委員の指名

日程第2 会議書記の指名

日程第3 議案第15号 農地法第4条第1項の規定による許可申請に対する意見及び許可の承認について

議案第16号 農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する意見及び許可の承認について

議案第17号 農用地利用集積等促進計画案に関する意見について（一括契約）

## 6. 会議の概要

議長 ただ今から令和7年第9回総会を開会いたします。

本日の出席委員は、農業委員8名、推進委員3名の計11名であり、総会開催の定足数に達しております。

議事日程第1の議事録署名委員の指名ですが、私から指名させていただいてご異議ありませんか。

(異議なし)

それでは、7番仁科義弘委員、8番平野耕平委員にお願いいたします。

議事日程第2の会議書記の指名を行います。

本日の会議書記には農業委員会事務局職員の●●氏を指名いたします。

それでは、議事に入ります。

今回上程されています、議案第15号農地法第4条第1項の規定による許可申請に対する意見及び許可の承認について、事務局より説明をお願いします。

事務局 それでは議案第15号について、ご説明いたします。

整理番号は、25でございます。

本件は、農地の使用目的の変更に係る農地法第4条に基づく許可申請でございます。

申請人●●●●さんです。

申請地は1筆で、地目は田、面積は873m<sup>2</sup>です。

今回、申請人が共同住宅の建築を目的に、申請が行われました。

以上です。

議長 事務局からの説明が終わりました。

次に、現地調査の結果について、ここは、私の担当地区なので、私から説明します。

申請地は、●●分館に位置し、現在、一部耕作している状況です。

隣接地への被害防除計画の内容ですが、土砂等の流出については、隣接地との境界部分に擁壁を設置し、土砂が流出しないように計画されています。

雨水については、敷地内に設置する側溝及び集水枡を通り、道路側溝に放流します。

生活排水については、下水道へ接続し処理する予定です。

近隣農地への日照及び通風については、一般的な住宅ですので、影響はないとの判断します。

以上です。

ただいまの事務局説明、農地法第4の案件について、質問、意見等

ございますか。

質問、意見等はございませんか。

(質問、意見なし)

許可することに、賛成の農業委員の方は挙手願います。

(全員挙手)

全員賛成でございますので、議案第15号、整理番号25は、許可と決定します。

続きまして、議案第16号、農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する意見及び許可の承認について、事務局より説明をお願いします。

事務局

整理番号は、23でございます。

本件は、農地の使用目的の変更、及び、賃貸借に係る農地法第5条に基づく一時転用の事業計画変更承認申請でございます。

借受人●●●●さん、貸渡人●●●●さんです。

申請地は、農業振興地域内の青地区域にあり、1筆、地目は田、面積は、合計で1, 362m<sup>2</sup>です。

以前から、借受人が、玉笠道路の改良工事を行うに当たり、令和7年10月31日までを一時転用期間として現場事務所を目的に申請が行われ、令和6年2月8日に許可をしていましたが、この度、工事の工期延期に伴い、一時転用期間を延長する必要が生じたことから、事業計画変更承認申請が提出されています。変更後の一時転用期間は令和8年4月30日までとなっており、そのほかの変更は特にございません。

以上です。

議 長

事務局からの説明が終わりました。

次に、現地調査の結果についての委員の報告と、農地法に基づく農地転用許可の検討事項についての説明ですが、この度の申請は、一時転用期間の延長のみを理由とした事業計画変更承認申請ですので、これらの説明は省略したいと思います。

ただいまの事務局説明、農地法第5条の案件について、質問、意見等ございますか。

質問、意見等はございませんか。

(質問、意見なし)

許可することに、賛成の農業委員の方は挙手願います。

(全員挙手)

全員賛成でございますので、議案第16号、整理番号23は、許可と決定します。

続きまして、整理番号24について、事務局より説明をお願いします。

- 事務局 整理番号は、24でございます。
- 本件は、農地の使用目的の変更、及び、所有権移転に係る農地法第5条に基づく申請でございます。
- 譲受人●●●●さん、譲渡人●●●●さんです。
- 申請地は、農業振興地域内の白地区域にあり、1筆で、地目は田、面積は合計で701m<sup>2</sup>です。
- 今回、譲受人が建売分譲住宅の建築を目的に申請が行われました。
- 以上です。
- 議長 事務局からの説明が終わりました。
- 次に、現地調査の結果について、●番●●●●委員よりご報告します。
- 番 申請地は、●●分館に位置し、現在、耕作されていない状況です。
- 隣接地への被害防除計画の内容ですが、土砂等の流出については、隣接地との境界部分にコンクリートブロックの土留めを設置し、土砂が流出しないように計画されています。
- 雨水については、自然透水及び家屋分の雨水は雨水枠を通り道路側溝に放流します。
- 生活排水については、合併浄化槽へ接続し処理する予定です。
- 近隣農地への日照及び通風については、一般的な住宅ですので、影響はないとの判断します。
- 以上です。
- 議長 次に、農地法に基づく農地転用許可の検討事項について、説明してください。
- 事務局 農地の区分は、第2種農地と判断しております。
- 転用目的は、建売分譲住宅の建築であり、適当であると考えます。
- 資力及び信用についてですが、申請者は過去に違反転用を行ったことはなく、また、必要な資金額についても適当であると考えます。
- 転用行為の妨げとなる小作権等の権利を有する者の有無でございますが、農地基本台帳を確認しても小作人等はいないため、存在しないと判断します。
- 許可を受けた後、遅滞なく、申請に係る農地を申請に係る用途に供する見込みがない場合は許可しないことになっていますが、申請者から聴取した結果、許可後速やかに施工したいとの事であり、問題ないと考えております。
- 申請に係る事業の施行に関して行政庁の免許、許可、認可等の処分を必要とする場合においては、これらの処分がなされなかった時又は処分の見込みがない場合は許可しないことになっていますが、これらの条件は該当

しないと考えております。

申請に係る農地の面積が申請に係る事業の目的からみて適正と認められない場合は、許可しないことになっていますが、本件は、申請書等の内容を確認したところ適正であると考えます。

転用が周辺の農地に係る當農条件に支障を及ぼすおそれがある場合には許可しないこととなっていますが、本件は特に支障がないと判断します。

また、今回の転用は、集団農地の分断には当たらないと判断します。

以上です。

議長 ただいまの事務局説明、農地法第5条の案件について、質問、意見等ございますか。

質問、意見等はございませんか。

(質問、意見なし)

許可することに、賛成の農業委員の方は挙手願います。

(全員挙手)

全員賛成でございますので、議案第16号、整理番号24は、許可と決定します。

続きまして、整理番号27について、事務局より説明をお願いします。

事務局 整理番号は、27でございます。  
本件は、農地の使用目的の変更、及び、所有権移転に係る農地法第5条に基づく申請でございます。

譲受人●●●●さん、譲渡人●●●●さんです。

申請地は、農業振興地域内の白地区域にあり、1筆で、地目は田、面積は合計で240m<sup>2</sup>です。

今回、譲受人が建売住宅の建築を目的に申請が行われました。

以上です。

議長 事務局からの説明が終わりました。  
次に、現地調査の結果について、●番●●●●委員が欠席のため、事務局よりご報告します。

事務局 申請地は、●●分館に位置し、現在、耕作されていない状況です。  
隣接地への被害防除計画の内容ですが、土砂等の流出については、隣接地との境界部分に擁壁を設置し、土砂が流出しないように計画されています。

雨水については、敷地内に雨水枡を設け、道路側溝に放流します。

生活排水については、合併浄化槽へ接続し処理する予定です。

近隣農地への日照及び通風については、一般的な住宅ですので、影響はないと判断します。

以上です。

議長 次に、農地法に基づく農地転用許可の検討事項について、説明してください。

事務局 農地の区分は、第2種農地と判断しております。

転用目的は、建売住宅の建築であり、適当であると考えます。

資力及び信用、転用行為の妨げとなる小作権等の権利を有する者の有無、許可を受けた後の用途に供する見込み、申請に係る事業の施行に関して行政庁の免許、許可、認可等の処分、申請に係る農地の面積規模、転用が周辺の農地に係る営農条件に支障を及ぼす影響、集団農地の分断については、確認した結果、問題がないと判断します。

以上です。

議長 ただいまの事務局説明、農地法第5条の案件について、質問、意見等ございますか。

質問、意見等はございませんか。

(質問、意見なし)

許可することに、賛成の農業委員の方は挙手願います。

(全員挙手)

全員賛成でございますので、議案第16号、整理番号27は、許可と決定します。

続きまして、整理番号28について、事務局より説明をお願いします。

整理番号は、28でございます。

本件は、農地の使用目的の変更、及び、使用貸借に係る農地法第5条に基づく一時転用の申請でございます。

借受人●●●●さん、貸渡人●●●●さんです。

申請地は、農業振興地域内の青地区域にあり、1筆、地目は田、面積は、395m<sup>2</sup>です。

土砂の搬入を伴う「一定規模以上の農地改良」を行う場合は、一時的に農地として使用できなくなるため「一時転用許可」の対象となります。

また、申請地は農業振興地域内の青地区域となっていますが、「農地転用許可に係る審査基準」の規定により、一定の要件を満たす一時転用の場合は許可することができるとされています。

今回、借受人が、近隣で下水道工事を行うに当たり、仮設道及び仮駐車場としての利用を目的に申請が行われました。

工事終了後には、現状どおり復元する誓約書も提出されています。

以上です。

議長 事務局からの説明が終わりました。

- 番 次に、現地調査の結果について、●番●●●●委員よりご報告します。  
申請地は、●●分館に位置し、現在、耕作していない状況です。  
近隣で行う下水道工事に伴い一時的な仮設道及び仮駐車場として申請があつたもので、工事終了後には、現状復旧するとのことで、特に問題ないと思います。
- 以上です。
- 議長 次に、農地法に基づく農地転用許可の検討事項について、説明してください。
- 事務局 農地の区分は、第2種農地と判断しています。  
転用目的は、一時的な仮設道及び仮駐車場であり、適当であると考えます。  
資力及び信用、転用行為の妨げとなる小作権等の権利を有する者の有無、許可を受けた後の用途に供する見込み、申請に係る事業の施行に関して行政庁の免許、許可、認可等の処分、申請に係る農地の面積規模、転用が周辺の農地に係る當農条件に支障を及ぼす影響、集団農地の分断については、確認した結果、問題がないと判断します。
- 以上です。
- 議長 ただいまの事務局説明、農地法第5条の案件について、質問、意見等ございますか。
- 質問、意見等はございませんか。  
(質問、意見なし)
- 許可することに、賛成の農業委員の方は挙手願います。  
(全員挙手)
- 全員賛成でございますので、議案第16号、整理番号28は、許可と決定します。
- 議長 続きまして、議案第17号、農地中間管理事業の推進に関する法律第19条第3項の規定による農用地利用集積等促進計画案について意見を求めることについて、事務局より説明をお願いします。
- 事務局 本件の審議に入る前に、この度初めて促進計画案の審議を行うこととなりますので、促進計画案の審議の流れについて簡単に説明をさせていただきます。  
令和5年度の農業経営基盤強化促進法等の改正により、農地中間管理機構による農用地利用集積等促進計画の策定が創設され、令和7年4月以降の農地の新規の借り入れ、貸借等の手続きを行う場合、従来の集積計画はできなくなり、今回のように農地中間管理機構を経由した利用権設定、つまり促進計画の策定か、農地法第3条によるものの2通りとなっています。

さらに今後、促進計画案を審議するにあたっては、貸借等を行おうとする農地が地域計画内か外かで審議の方法が異なりなりまして、まずは、この度のように地域計画内の農地については、促進計画案を策定するにあたり、機構からの求めにより、市町村は農業委員会の意見を聞くものとされています。

また、地域計画外の農地については、促進計画案を策定するにあたり、農業委員会から機構に対して促進計画の策定を機構に対して要請するということになっております。

いずれにいたしましても、ほぼ従来と同じように、利用権を設定する農地、利用権の設定をする者、受けるものなどの内容に問題がないかご審議いただき、ご意見を頂戴したり、機構への促進計画策定の要請を行うことになりますので、よろしくお願ひいたします。

それでは議案第17号について、ご説明いたします。

整理番号は、26でございます。

里庄町長より、令和7年9月18日付けで農地中間管理事業の推進に関する法律に基づき農用地利用集積等促進計画案について意見を求められています。

設定を受ける者は●●●●さんです。

設定する者は●●●●さんです。

申請地は、農業振興地域内の青地区域にあり、1筆で、地目は田、面積は626m<sup>2</sup>です。

以上です。

議長 ただいまの整理番号26の案件に関し、事務局説明について、ご質問、ご意見等ございますか。意見がある場合は、町から機構に対して、その内容を提出することになっております。

ご質問、ご意見等ございませんか。

(質問、意見なし)

意見なしとすることに、賛成の農業委員の方は挙手願います。

(全員挙手)

全員賛成でございますので、議案第17号、整理番号26は、農業委員会からの意見はなしとして、町長へ回答することと決定いたします。

以上をもちまして、令和7年第9回総会を閉会いたします。